

2023年8月4日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター**実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見**

貴委員会から2023年5月31日付で公表されました、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。また、実務対応報告案と合わせて、以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

**質問1（範囲に関する質問）**

実務対応報告案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意します。

**質問2（電子決済手段の保有に係る会計処理に関する質問）**

実務対応報告案の電子決済手段の保有に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意します。

**質問3（電子決済手段の発行に係る会計処理に関する質問）**

実務対応報告案の電子決済手段の発行に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意します。

**質問4（外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する質問）**

実務対応報告案の外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問 5（預託電子決済手段に係る取扱いに関する質問）

実務対応報告案の預託電子決済手段に係る取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的には同意します。

ただし、以下について検討する必要があると考えます。

① 顧客分別金信託等の実務と異なる取扱いとする理由等

電子決済手段等取引業者等における預託電子決済手段を資産に計上しない取扱いについて、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者における顧客分別金信託等の実務と異なる取扱いとするのであれば、その旨及びその理由等を明らかにする必要があると考えます。

（理由）

証券会社等の金融商品取引業者等や暗号資産交換業者において、利用者から預かった金銭（法定通貨）は、「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）第 43 条の 2 第 2 項や「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）第 63 条の 11 第 1 項等により、自己の財産と分別して管理し、信託会社等に信託することとされています。この信託会社等に信託された利用者から預かった金銭は、顧客分別金信託や利用者区分管理信託と呼ばれ、証券会社においては「有価証券関連業経理の統一に関する規則」に従って資産に計上する実務が、また、暗号資産交換業者においては「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）に従って資産に計上する実務が見られます。一方、実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者等における預託電子決済手段は資産に計上しない取扱いが提案されています（実務対応報告案第 13 項）。

この点、利用者から預かった資産を分別管理し、信託会社等に信託する点に関して、顧客分別金信託と実務対応報告案の預託電子決済手段は、その性質が類似していると考えられます。そのため、両者の取扱いが異なる場合、異なる旨及び理由等を、結論の背景等で明らかにする必要があると考えます。

② 預託電子決済手段について信託を設定するまでの間の会計処理

利用者から電子決済手段の預託を受けているものの、まだ信託会社等に信託していないときの電子決済手段等取引業者等における会計上の取扱いについて、明らかにすることが望ましいと考えます。

（理由）

実務対応報告案 BC40 項では、預託電子決済手段を管理する方法として、「(1) 信託会社等に信託して管理させる方法」、「(2) 自己信託（信託法第 3 条第 3 号）により管理する方法」又は「(3) 信託会社等への信託又は自己信託の方法によらずに、自ら管理する方法又は第三者に管理させる方法」を挙げ、(3)については、第 3 号電子決済手段のうち「受益証券発行信託

に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているとき」を想定して、会計上の取扱いが定められています。

一方で、顧客分別金信託の実務においては、証券会社等が利用者から金銭を預かった後に、当該金銭について信託を設定することから、金銭を預かった時点と当該金銭の信託設定の時点に乖離が生じることがあります。

預託電子決済手段について信託設定する方法による場合においても、電子決済手段の預託を受けた時点と、当該電子決済手段について信託を設定する時点に乖離が生じることが考えられるのであれば、期末時点において、電子決済手段の預託を受けているものの、まだ信託を設定していないときの電子決済手段等取引業者等における会計上の取扱いを明らかにすることが望ましいと考えます。

#### 質問 6（開示に関する質問）

実務対応報告案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

なお、「企業内容の開示に関する内閣府令」（第三号様式）記載上の注意（54）が参照する（第二号様式）記載上の注意（73）主な資産及び負債の内容では、「a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること」とあります。電子決済手段を利用する場合、当該「主な資産及び負債の内容」における開示についても明らかにすることが望ましいと考えます。

#### 質問 7（連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問）

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案の連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

#### 質問 8（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

#### 質問 9（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

## 【意見】

現在検討中である「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」のプロジェクトにおいて、暗号資産の信託についての会計処理を論点として追加することをご検討ください。

### （理由）

2022 年 10 月 20 日に施行された「金融機関の信託業務の兼営などに関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」によって、暗号資産の信託のうち、管理型信託業について、信託銀行が受託することが可能とされており、今後、暗号資産の信託を行う実務が拡大することになると考えられます。

一方で、実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 38 号」という。）では、暗号資産交換業者が、預託者との預託の合意に基づいて暗号資産を預かった場合の会計処理が定められていますが、当該預託の合意に、暗号資産の信託が含まれるか否かが必ずしも明らかではないと考えられます。

この点、本実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者等は、預託決済手段を資産として計上せず、また、当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上しないことが提案されています。仮に暗号資産の信託について、実務対応報告第 38 号における預託の合意に含まれる場合、信託を前提とした預託電子決済手段と、暗号資産の信託とで、会計処理が異なることになると考えられます。

そのため、暗号資産の信託についても、預託電子決済手段との私法上、規制上の相違点の有無を踏まえて会計処理を定めることが、実務にとって有用と考えます。

以上